

第6回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年10月28日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時59分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について

4. 報告事項

報告事項

(1) 農地法第5条の規定による届出について

(2) 農地法第4条の規定による届出について

(3) 農地使用貸借権解約について

5. 出席委員(27人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員	1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
	4番 大友 清基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
	7番 佐伯 美和	8番 渡邊 正明	9番 阿部 芳昭
	12番 入間川 昭一	13番 佐藤 勝浩	14番 大内 繁徳

欠席農業委員 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男

推進委員	2番 山路 康則	3番 菅野 弘一	4番 齋 重昭
	5番 長田 満	6番 渡邊 定信	7番 墨繪 広之
	8番 引地 恒裕	9番 武田 由美子	10番 浅井 照久
	11番 松浦 正博	12番 松浦 崇	13番 西山 剛
	14番 相澤 早苗	15番 川村 吉則	

欠席委員推進委員 1番 大内 伸一

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第6回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第6回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名、計27名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員 13番 佐藤 勝浩 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。大友政基代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

第1班代表委員の大友政基です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年10月28日提出。

番号1については、申請の取り下げがありましたので、番号2から入ります。

番号2、大字・字・地番は、下余田字鹿島276番、地目は登記現況共に畑で、登記面積は40㎡です。転用目的は通路及び駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は売

買です。売買価格は1㎡あたり5,000円、総額200,000円です。隣接地の資材置場への進入通路及び駐車場です。

議案第1号2番につきましては、10月24日の担任委員会で現地調査を行うとともに、譲受人の代理人より実情を聴取しました。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、特別養護老人ホームうらやすから400mほど東南東に位置しています。譲受人は、申請地の水路を挟んだ南側隣接の276番21の宅地を資材置場として購入予定であり、資材置場への進入通路及び駐車場を確保するため、また276番及び276番21の所有者が同一であることから今回の申請に至ったものです。

通路及び駐車場は、盛土を行わず、碎石を敷く予定であります。雨水は、自然浸透若しくは側溝への排出とし、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。万が一周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処することとしております。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田満委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

議案第1号2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

2番は、資材置場への進入路及び駐車場への転用であり、土砂の流出など農地に影響を及ぼさないよう適切な管理をお願いしました。周辺農地への影響は発生しないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 14番（大内繁徳職務代理）

276番21が宅地であるということで、進入路として同一名義人の畑を転用して通路及び駐車場にということですが、申請地は、圃場整備地内からは抜けているのですけれども周辺は圃場整備地に囲まれていて、圃場整備前であれば資材置場は作れないような所でしたが、復興圃場整備で道路が整備されたことで、今回資材置場に転用したいと申請できるようになったわけですが、担任委員会資料4ページによれば、簡易なものです。水路といいますか側溝があり、宅地へは多分そこから乗り入れると思われそうですが、その辺りはどのような意見をもって担任委員会は臨まれたのでしょうか。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

道路にはU字式の側溝が入っていた状況がございます。その通路については軽車両の通過のための側溝であろうという風な認識でした。普段に通過する車両にもよると思うのですが、当然その出入りのある車両に応じて側溝の蓋などで十分保護する必要

があるのではないかという、指導を行ったところです。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、代表委員から説明がありましたが、大内委員よろしいでしょうか。

○ 14番（大内繁徳職務代理）

はい。それではもう一つ質問します。申請地の隣は宅地となっており住宅が建っているわけなのですが、資材置場の規模と用途についてお聞きします。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

資材置場にはどのような物を置くかの確認は行いまして、杭とか安全施設といった軽微なものとのことでした。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。ちなみに既存の道路について補足を申し上げますと、これは市との協議で借り受けということになっております。

○ 議長（引地長一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしとの声がありましてので、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は、原案のとおり決定といたします。

次に議案第2号に入る前に議案と関係がありますので、松浦正博農地利用最適化推進委員は退席をお願いします。

（松浦正博農地利用最適化推進委員退席）

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。大友政基代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年10月28日提出。

議案第2号1番から5番につきましては、10月24日の担任委員会で現地調査を行い譲受人等より実情を聴取いたしました。内容は、議案書4ページ、5ページをご

覧ください。

1番、2番は関連がありますので一括して説明します。

1番、大字・字・地番は、高柳字辻301番1、地目は登記現況共に田で、登記面積は3,020㎡です。権利種別は交換で、番号2との交換です。交換人の住所・氏名については、議案書のとおりです。交換人の経営面積は138a、世帯員4人、労力人は2人です。

位置図・公図につきましては議案書6ページ7ページをご覧ください。

申請地は、市営住宅高柳東団地、旧名取岩沼農協閑上支店跡地から400mほど北に位置しています。

番号2、大字・字・地番は、愛島小豆島字柳町203番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積は2,904㎡です。権利種別は交換で番号1との交換です。交換人の住所・氏名については、議案書のとおりです。交換人の経営面積は876a、世帯員6人、労力人2人です。

申請地は、特別養護老人ホームけやきから900mほど南で、川内沢川沿いに位置しています。

1番及び2番の交換人同士は知人関係にあり、各々東側と西側に主要な水田を所有し耕作を行っており、農地の集約により作業効率の向上を図るため申請に至ったものです。農地を交換することで耕作の効率化及び農地の集約化が図られるものです。

番号3、大字・字・地番は、下増田字下五反目2番4、地目は登記・現況共に畑で登記面積は1,253㎡です。権利種別は、贈与です。譲渡人と譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は12aです。世帯員6人、労力人2人で、後継者への贈与となります。

位置図・公図につきましては、議案書の8ページをご覧ください。

申請地は、下増田小学校北にある県道杉ヶ袋・増田線交差点から150mほど北に位置しています。後継者への贈与であり、写真により対象農地を確認し、適切に管理されていることを確認いたしました。

番号4、大字・字・地番は、本郷字観音267番1、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は645㎡です。権利種別は贈与です。譲渡人と譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は63aで、世帯員2人、労力人2人で、両者合意による贈与となります。

位置図・公図につきましては、議案書の9ページをご覧ください。

申請地は、国道4号沿いにあるおてんとうさんから500mほど北西で、志賀沢川沿いに位置しています。譲渡人は、高齢による規模縮小を考え、当初、申請地を売買する予定でありましたが、買手が見つからず、ほ場までの距離も遠いことから、無償で譲渡することとし、親族を通じて譲受人に贈与する申請に至ったものです。譲受人は、現在野菜を生産し、所有の農地も適切に管理されているところです。

番号5、大字・字・地番は、愛島笠島字一本木190番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積は440㎡です。権利種別は売買です。譲渡人と譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は423aです。譲受人の世帯員は9人、労力人は4人です。売買の10aあたりの金額は、227,273円で、総額では100,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の10ページをご覧ください。

申請地は、渋谷木材のプレカット工場から100mほど南、県道仙台岩沼線沿いに位置しています。譲渡人は以前愛島に居住し農地等を所有していましたが、現在は、県外に居住しており宅地も売却し、農地も同時期に一部を売却していました。申請地については売却できずにいたところ、譲受人からの申出により売買合意となり、申請に至ったものです。譲受人は、現在専業農家及び農業法人の役員として、農地を耕作し、管理等も適切に行っています。

以上、1番から5番について、農地法3条の許可要件を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田満委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

議案第2号1番から5番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番2番は、耕作の効率化及び農地の集約化を図るための農地交換です。3番は後継者への贈与であります。4番5番は、規模拡大による所有権移転であります。いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番から5番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。このことについて、質問、ご意見等承りますが、この案件について、質問はありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

12番の入間川です。4の贈与ですが、譲渡人は年齢のことを理由にあげておりましたが、以前にはこの方は作付けされている畑なのかどうかですが、両者合意ということは、譲渡人と譲受人の関係は親族と考えてよいのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

大友代表委員、お願いします。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

現地調査では、適切に管理はされているという感じで見受けました。譲渡人の甥にあたる方から実情を聴取したのですが、この方は譲渡人の一応代理人ということでしたが、今までこの方の父親が譲渡人から相談を受けていて、土地の譲渡先なり売渡先

を探していて、最終的に父親の友人である譲受人が申請地を受け取ることになったと聞きました。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今説明がありましたが、よろしいでしょうか。

○ 12番（入間川昭一委員）

両者の合意による贈与であったということで、わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

他にご質問は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

ここで、松浦正博農地利用最適化推進委員に、着席していただきます。

（松浦正博農地利用最適化推進委員入室）

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書11ページをご覧ください。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和6年10月10日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年10月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件4,473㎡、更新0件、合計2件4,473㎡。

2 利用権を設定する土地

田1筆3,002㎡、畑2筆1,471㎡、合計3筆4,473㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定2件。

② 賃借権の存続期間。5年2件。

③ 貸賃（10a当り）30kg1件及び10,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年10月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書12ページのとおりです。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、（2）「農地法第4条の規定による届出について」、（3）「農地使用貸借権解約について」、を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）、から報告事項（3）について承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔11月の農業委員会行事日程の説明を行った〕

〔11月15日開催、宮城県農業会議設立70周年記念式典並びに第9回宮城県農業委員会大会について説明を行った〕

〔11月29日開催、名取市・岩沼市農業委員会合同研修会について説明を行った〕

〔地域計画の目標率作成について中間報告を行った〕

〔10月の農家相談の状況について説明を行った〕

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

〔農地パトロールの実施結果（速報値）及びパトロール結果を踏まえた地権者への遊休農地通知文書発送について説明を行った（別紙説明資料を配付）〕

〔令和6年度名取市農業委員会事務局主催の視察研修について説明を行った〕

○ 事務局（伊藤主査）

〔利用権制度が令和7年2月受付分で終了となるこのとの説明を行った〕

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

○ 13番（佐藤勝浩委員）

農地パトロールの実施結果についてお伺いします。

資料2番にある今後の進め方の中で、これから農地の管理者へ出す文書は農地の状態によって異なるものを用意するとのことですが、私は新人委員なので、分からないことが多いのですが、文書の中身は農業委員の皆さまは御存知なのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

事務局、お願いします。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

私も今年初めて担当したのですが、文書の昨年の流れを見ますと、文書の方は委員の皆さまにはお配りされていないと思います。

○ 13番（佐藤勝浩委員）

実際、文書を受け取った方は読んで見て色々思うことがあると思うので、農業委員として、文書の雛形的なものが資料についていたら大変分かりやすかったと思いましたので、要望いたします。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございます。

他にありませんか。

では、私から。利用権設定が今年度で終了するということについてですが、利用権を結べるのが今年度で最後ということは、今年度中に契約した分で10年間とかでの契約はできるのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

今回更新を迎えて年度内に結んだものに関しては、結んだ期間が有効となりますので、今は一般的には3年、5年で結ばれているようですが、中間管理機構は10年で

の契約なので、利用権も10年までは出来るので、なるべく長い期間を設定すれば農地の貸し借りは安心です。

○ 議長（引地長一会長）

利用権については、その様なことになるということですね、委員の皆さん、よろしいでしょうか。ただ、最終的に判断するのは個人になるので、その辺りは契約者各個人に任せましょう。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは、第6回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時59分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年10月28日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員12番

入間川 昭一

署名委員13番

防藤 勝治